

成年後見制度利用促進委員会に期待すること

東京都知的障害者育成会は現行の成年後見制度が、知的障害のある人、そしてその家族にとって、安心して使いやすい制度であって欲しいと願っています。

平成 28 年 5 月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行されました。

現行制度の利用促進にあたって、私たちの要望は、内閣府に設置された成年後見制度利用促進委員会に提出された全国手をつなぐ育成会連合会の久保会長の意見表明資料にも示されているところですが、東京都知的障害者育成会としても、私たちの要望が反映されるよう、利用促進基本計画が確定する前に成年後見制度の利用促進に伴って成年後見制度利用促進委員会で検討してほしい内容について、表明致します。

[検討してほしい内容]

1. 成年後見制度の運用を支えるために議論されている「社会的ネットワーク」が民法 858 条（成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮）の実現のためのものであることを明確に位置付け、成年後見人等もそうしたネットワークの一員として、知的障害のある人や家族を含めた支援関係者で行う支援会議等への参加を義務づけてください。

知的障害のある人や家族の状態、暮らしの状況を把握して支援する関係者でつくる社会的ネットワークとの協働によって、成年後見制度は知的障害のある人や家族が安心して暮らしていくための力を強めてくれます。

2. 成年後見制度を知的障害のある人や家族にとってより使いやすいものにするために、制度利用に至る前の段階で、制度の知識や利用方法についての情報提供、利用後のさまざまな課題などを相談できる地域の窓口を「成年後見支援事業」として充実してください。

知的障害のある人とその家族が成年後見制度の理解や知識を得る時間的猶予のないまま、制度の利用を申し立てることが多くみられます。制度利用の前には、保佐や補助の代理決定等がどのような知的障害のある人の状態や能力、案件に該当するのか等の具体的事例を含めた理解や知識が必要です。また、成年後見制度を利用しているなかで困ったことを身近に相談できる窓口を社会的ネットワークに組み込んでいくことが必要です。

3. 金銭的な不安がなく成年後見制度を活用できる経済面での体制を整えてください。成年後見人等が選任されている期間が長く、また大半の知的障害のある人は収入が障害年金のみであるため、現状の成年後見人等への報酬は知的障害のある人の生活を脅かす大きな不安となっており、それが成年後見制度の利用を躊躇させる要因ともいえます。

4. 限定的な成年後見制度の利用（相続など一時的な法律判断が必要な時に限る等）などの体制づくりが必要です。
成年後見制度を利用すると様々な法律行為に対して成年後見人等が対応することになります。しかし知的障害のある人にとっては、自分の暮らしでありながら暮らし全部が他人（成年後見人等）によって決められていくため、自信喪失・自己否定につながる場合もあります。後見・保佐・補助の種類のあり方も含めて、一人ひとりの「状況」を踏まえた柔軟な利用が可能となることが求められます。

5. 親亡き後の生活を支えるために、知的障害のある人にとってより制約の少ない、成年後見制度以外の仕組みとして、日常生活自立支援事業の活用、任意後見契約、通常の財産管理等委任契約などが知的障害のある人にも安心して利用できる工夫を社会的ネットワークの中に組み込んでください。

成年後見制度は、知的障害のある人の人生にとって、権利擁護の法律的な側面を支える制度として重要です。しかし制度や法律の判断だけで生活は成り立っているわけではありません。

自分自身の状況を適切に理解することや自分の思い・考えを組み立てること、それを表現することも難しいのが知的障害の特徴です。しかし、難しいとは言え、かならず自分自身の思いや考えを持っています。それをくみ取って活かしてください。

知的障害のある人も社会の一員です。知的障害のある人の意思を尊重した地域生活を支えるために、他の支援や制度とともに成年後見制度も「社会的ネットワーク」の一つとしてとして定着してほしいと願います。

これが実現すれば本人にも、また家族にとっても大きな安心となるはずです。